

未使用の手形・小切手用紙の買戻し手続きがお済みでないお客さまへ

当行は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、「未使用の手形・小切手用紙の買戻し」を実施しております。

以下の手形・小切手をお持ちで、買戻手続きがお済みではない方は、2026年3月31日(火)までにお取引店にお申し出ください。

【買戻の概要】

買戻期間	2026年3月31日(火)まで
対象物件	2024年4月以降、当行において1冊11,000円(税込み)でご購入いただいた「手形帳(約束手形・為替手形)」「小切手帳」に綴られている未使用用紙 ※ただし、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。 ①金額が記載されている手形・小切手用紙 ②当座預金解約済の手形・小切手用紙
買戻金額	未使用用紙1枚につき220円(税込み)
申込条件	「北洋ビジネスダイレクト」または「北洋でんさいサービス」のご契約が必要となります。(新規申込を含みます)
申込方法	店頭に「未使用手形・小切手用紙買戻依頼書」をご用意致しておりますので、必要事項をご記入のうえ、未使用の用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」とともに、お取引店窓口にお持ちください。
入金方法	お申込月の翌月末を目安に、同一名義の当座預金口座にご入金いたします。 ※手形・小切手帳の買戻金は「カイモドシキン」の表記でご入金いたします。
ご留意事項	●買戻しは上記対象物件に記載の手形・小切手帳に限ります。手形・小切手帳を購入された時期が不明の場合は、お取引店にお問い合わせください。 ●買戻しされたお客さまでも、手形・小切手を利用される場合は、2026年3月末まで店頭で購入可能です。 ●未使用の手形・小切手用紙の買取にあたりましては、お客さまの商品等の売上ではございませんが、課税事業者様である場合は、経理処理におきまして、消費税分を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取扱いはお客さまの顧問税理士様等にご確認ください。

以上